

校長
先生方へ

コンプライアンス・アラート

「児童生徒とのSNS等のやりとり禁止」

毎年コンプライアンス研修をしても
依然として起こっている

児童生徒とのSNS等でのやりとり

※昨年度末から今年度初めにかけて、SNSを通じて
教員と児童生徒がやりとりをした事案が複数発覚しています

SNS等で児童生徒
とつながっていた
当事者の声から

- 校内ルールについての知識はあるが、なぜそのようなルールがあるのか深く理解できていなかった。
- 校内ルールを破ったその先に、どのようなことが起こるか想定できていなかった。
- 「いけない」と頭では分かっているが、人間関係が壊れることをおそれ、やめられなかった。
- 「まずい」「どうしよう」「やめなきゃ」という思いや悩みを誰にも相談できなかった。

SNS等を通じた児童生徒とのやりとりは、わいせつ事案（大部分が児童生徒とのSNS等でのやりとりが発端）につながる大変危険な行為です。



次の事項について、確認・徹底をお願いします

- 私的なSNS等による児童生徒とのやりとりの有無について、再度確認する。その際、正直に報告がなされるよう工夫する。（※相談窓口の設定・アンケートの実施など）
- なぜやりとりをしてはいけないのかという理由を、再度、全教員におさえる。
- 児童生徒からのともだち申請やメッセージに対する職員の対応について明確にし、児童生徒・保護者にも示す。

（※教職員が行うFacebookやInstagram、Twitter等に、「友だち申請」や「メッセージ」「ダイレクトメール」等を送ってきたりしていませんか。）